

学校における消毒の方法等について示しますので、関係各位におかれは御一読をお願いします。

事務連絡  
令和2年6月4日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
附属学校を置く各公立大学法人附属学校事務主管課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育教育局健康教育・食育課

学校における消毒の方法等について

学校再開に向けた新型コロナウイルス感染症対策等については、令和2年5月22日に発出した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」において、学校の衛生管理上の留意事項を示し、学校における消毒の方法についても言及したところですが、

この度、新たな情報を追加しましたので、下記に示す内容を参考にして、学校薬剤師等と連携し、適切な消毒を行っていただきますようお願いいたします。なお、この内容については、後日、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に追加します。

については、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び市内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

記

1. 日常的な消毒について

①消毒薬等について

- ・物の表面の消毒には、消毒用エタノールや0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液\*を使用し

ます。また、一部の界面活性剤で新型コロナウイルスに対する有効性が示されており、それらの成分を含む家庭用洗剤を用いることも有効です。  
\*次亜塩素酸水は、「次亜塩素酸ナトリウム」とは異なるものであり、新型コロナウイルスに対する有効性についてはまだ十分確認されていません。

\*児童生徒等には次亜塩素酸ナトリウムを扱わせないようにしてください。

②消毒の方法について

- ・児童生徒等がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用物は1日に1回以上、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて洗浄します。
- ・消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにしてください。
- ・換気を十分に行います。

③エタノールを使用する際の注意について

- ・エタノールを布等に含ませ、消毒対象を拭き、そのまま乾燥させます。
- ・揮発性が高く、引火しやすい性質があるため、電気スイッチ等への直接的な噴霧は故障や引火の原因になります。

④次亜塩素酸ナトリウムを使用する際の注意について

- ・次亜塩素酸ナトリウムで消毒する際は、必ず手袋を着用します。なお、ラテックス製ゴム手袋を使用する場合はラテックスアレルギーに注意が必要です。
- ・手指消毒には使用しないでください。
- ・色落ちしやすいものや腐食の恐れのある金属などには使用しません。
- ・非常にアルカリ性が高く、薄めた液でも材質によっては変色や腐食を起こす場合があることから、拭いた後は必ず清潔な布等を用いてしっかり水拭きし、乾燥させます。
- ・希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、長時間にわたる置き置きはしないようにします。
- ・次亜塩素酸ナトリウムの噴霧は、吸ったり目に入ったりすると健康に害を及ぼす可能性があるため、絶対に行わないでください。
- ・製品の使用上の注意を熟読の上、正しく取り扱ってください。

⑤次亜塩素酸水の噴霧について

- ・次亜塩素酸水の噴霧器の使用については、その有効性及び安全性は明確になっているとは言えず、学校には健康面において様々な配慮を要する児童生徒等がいることから、児童生徒等がいる空間で使用しないでください。

⑥新型コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤について

- ・効果が確認された界面活性剤を使用している洗剤のリストが独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) のホームページ (<https://www.nite.go.jp/information/seisakudetergentlist.html>)

で公開されています。

- ・使用する際には、経済産業省及びNITEが作成したパンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」(<https://www.nite.go.jp/data/000109484.pdf>)を参考としてください。
- ・手指、皮膚には使用しないでください。
- ・スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

2. 感染者が発生した場合の消毒について

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行います。ただし、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒するようにします。なお、物の表面についてウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24時間～72時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

消毒は上記1を参考にしますが、トイレについては、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノールを使用して消毒します。

【参考】厚生労働省のホームページにおいて、新型コロナウイルスについて、「物の表面についてウイルスは時間がたてば減ってしまいます。ただし、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつと言われています。」とされています。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/denkeu\\_fever\\_qa\\_000101.html#Qc-1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/denkeu_fever_qa_000101.html#Qc-1) 「新型コロナウイルスについて 問1」より)

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育教育局健康教育・食育課  
03-5253-4111 (内線 2976・2918)

## ○次亜塩素酸水の噴霧について

- ・次亜塩素酸水の噴霧器の使用については、その有効性及び安全性は明確になっているとは言えず、学校には健康面において様々な配慮を要する児童生徒等がいることから、児童生徒等がいる空間で使用しないでください。

**STOP!**  
感染拡大

学校における新型コロナウイルス感染症  
に関する衛生管理マニュアル  
～「学校の新しい生活様式」～  
(2020.6.16 Ver.2)

目次

- 第1章 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について ..... 4
  - 1. 新型コロナウイルス感染症について ..... 4
  - 2. 地域ごとの行動基準 ..... 7
  - 3. 設置者及び学校の役割 ..... 11
    - (1) 教育委員会等の役割 ..... 11
    - (2) 学校の役割 ..... 11
  - 4. 家庭との連携 ..... 12
- 第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について ..... 13
  - 1. 児童生徒等への指導 ..... 13
  - 2. 基本的な感染症対策の実施 ..... 14
    - (1) 感染源を絶つこと ..... 14
    - (2) 感染経路を絶つこと ..... 16
  - 3. 集団感染のリスクへの対応 ..... 22
    - (1) 「密閉」の回避（換気の徹底） ..... 28
    - (2) 「密集」の回避（身体的距離の確保） ..... 29
    - (3) 「密接」の回避への対応（マスクの着用） ..... 31
  - 4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について ..... 33
    - (1) 医療ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等 ..... 33
    - (2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合 ..... 33
  - 5. 出席停止等の取扱い ..... 34
  - 6. 教職員の感染対策 ..... 35
- 第3章 具体的な活動場面ごとの感染予防策について ..... 36
  - 1. 各教科等について ..... 36
  - 2. 部活動 ..... 38

目次

- (2) 感染経路を絶つこと ..... 16
  - 飛沫感染：感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
  - 接触感染：感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

(2) 感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあります。感染経路を絶つためには、①手洗い、②咳エチケット、③消毒が大切です。

飛沫感染：感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染：感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

講義、肺炎など急性ウイルス感染症の場合、症状が顕現される際に、発熱やウイルスも感染させる可能性も高くなる一方で、無症状又は症状が明確でない者が感染が広がるおそれがあるとの専門家の指摘や研究結果もある。（出典：厚生労働省ホームページ（Q&A））

(出典：厚生労働省ホームページ)

(p.16)

であり、現時点でまだ結論は出ていません。\*

○消毒の方法について

- 児童生徒等がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用物は1日に1回以上、消毒剤を殺した布巾やペーパータオルで拭きます。
- トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて洗浄します。
- 消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにしてください。
- 換気を十分に行います。

○エタノールを使用する際の注意点について

- エタノールを希釈せず、消毒対象を拭き、そのまま乾燥させます。
- 揮発性が高く、引火しやすい性質があるため、電気スイッチ等への直接の噴霧は故障や引火の原因になります。

○次亜塩素酸ナトリウムを使用する際の注意点について

- 次亜塩素酸ナトリウムで消毒する際は、必ず手袋を着用します。なお、ラテックス製ゴム手袋を使用する場合はラテックスアレルギーに注意が必要です。
- 手指消毒には使用しないでください。
- 色落ちしやすいものや腐食の恐れのある金属などには使用しません。
- 非常にアルカリ性が高く、薄めた液でも材質によっては変色や腐食を起す場合があります。拭いた後は必ず清潔な布等を用いてしっかり水拭きし、乾燥させます。
- 希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使用し切らず、長時間にわたる作業

\* 独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) 「次亜塩素酸水に関すること (QA)」  
<https://www.nite.go.jp/information/osirasfaq20200430.html>

20 (p.20)

○次亜塩素酸水の噴霧について

- 「次亜塩素酸水」を消毒目的で有人空間に噴霧することは、その有効性、安全性ともに、メーカー等が工夫して評価を行っています。メーカーが提供する情報、厚生労働省などの関係省庁が提供する情報、経済産業省サイトの「ファクトシート」などをよく吟味し、使用について判断するようお願いいたします。なお、児童生徒等の中には健康面において様々な配慮が必要な者がいることから、使用に当たっては、学校医、学校薬剤師等から専門的な助言を得つつ、必要性や児童生徒等に与える健康面への影響について十分検討して下さい。

きはしないようにします。

- 次亜塩素酸ナトリウムの噴霧は、吸ったり目に入ったりすると健康に害を及ぼす可能性があるため、絶対に行わないでください。
- 製品の使用上の注意を熟読の上、正しく取り扱ってください。

○次亜塩素酸水の噴霧について

「次亜塩素酸水」を消毒目的で有人空間に噴霧することは、その有効性、安全性ともに、メーカー等が工夫して評価を行っています。メーカーが提供する情報、厚生労働省などの関係省庁が提供する情報、経済産業省サイトの「ファクトシート」などをよく吟味し、使用について判断するようお願いいたします。なお、児童生徒等の中には健康面において様々な配慮が必要な者がいることから、使用に当たっては、学校医、学校薬剤師等から専門的な助言を得つつ、必要性や児童生徒等に与える健康面への影響について十分検討して下さい。

○新型コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤について

- 効果が確認された界面活性剤を使用している洗剤のリストが独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) のホームページで公開されています。（<https://www.nite.go.jp/information/osirasdestorgerlist.html>）
- 使用する際には、経済産業省及びNITEが作成したシナフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」を参考してください。（<https://www.nite.go.jp/data/000/090984.pdf>）

2) 感染者が発生した場合の消毒について

児童生徒や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者を入れて消毒会社を呼ぶ必要はなく、当該感染者が接触した箇所を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が直接接触した物品）を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウムにより消毒するようにします。また、症状のない濃厚接触者が触った

21 (p.21)